



国海安第 51 号
平成 23 年 6 月 1 日

社団法人 日本船舶品質管理協会
専務理事 斉藤 弘 様

国土交通省海事局安全基準課長

久保田 秀夫



船舶に設置された原動機の交換における海洋汚染等防止法の取扱いについて

船舶に設置された原動機の交換のうち、未規制原動機の交換については、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律及び関係法令等において現在認められている下記の①又は②の交換に加えて、③に該当する交換を新たに認めることと致しましたので、別添のとおりご連絡申し上げます。

つきましては、関係各位への周知を含め、よろしくお取り計らい頂きますようお願い申し上げます。

記

- ① 未規制原動機であって同一のもの（1 シリンダ当たり容積が±15%以内）への交換
- ② 2次規制原動機への交換
- ③ 1次規制原動機であって同一のもの（1 シリンダ当たり容積が±15%以内）への交換

別添：船舶に設置された原動機の交換における海洋汚染等防止法の取扱いについて（詳細）



船舶に設置された原動機の交換における海洋汚染等防止法の取扱いについて（詳細）

1. 現在認められている原動機の交換

船舶に設置された原動機に係る海洋汚染等防止法に基づく NOx 規制において、平成 23 年 1 月 1 日以後に船舶に設置される原動機については、同一の原動機へ交換する場合を除き、2 次規制値を満たす原動機（2 次規制原動機）を設置することとしている。

また、経過措置により NOx 規制の対象外とされている未規制原動機を他の原動機に交換する場合については、「未規制原動機であって同一のもの（1 シリンダ当たり容積が±15%以内）への交換*1」又は「2 次規制原動機への交換*2」のみが認められているところである。

表 1 現在認められている原動機の交換

前 \ 後	未規制	1 次規制	2 次規制
未規制	△（同一：±15%）*1	×	○*2
1 次規制	×	△（同一型式）	○
2 次規制	×	×	○

2. 今後認められる原動機の交換

今般、東日本大震災の影響による 2 次規制原動機の供給状況の変化等を踏まえ、原動機の交換に関する取扱いについて見直すこととした。具体的には、未規制原動機から交換する場合、上記 1. の交換*1,*2 に加え、「1 次規制値を満たす原動機（1 次規制原動機）であって同一のもの（1 シリンダ当たり容積が±15%以内）への交換*3」も認めることとする。

なお、2 次規制原動機の供給状況の変化等は被災地域に限らないものになることが想定されるため、この取扱いは被災船舶に限らず、すべての船舶を対象とする。

表 2 今後認められる原動機の交換

前 \ 後	未規制	1 次規制	2 次規制
未規制	△（同一：±15%）	△（同一：±15%）*3	○
1 次規制	×	△（同一型式）	○
2 次規制	×	×	○

3. 海洋汚染等防止法上の手続き

今般新たに認める未規制原動機から1次規制原動機への交換について、具体的な手続きは以下のとおり。

(1) 原動機の放出量確認

交換後の1次規制原動機については、国際大気汚染原動機証書が交付され、また、原動機取扱手引書が承認されている。このため、当該原動機に係る新たな放出量確認に関する手続きは必要ない。

(2) 船舶検査（検査対象船舶：総トン数400トン以上の船舶のみ）

原動機の交換について、定期検査、中間検査又は臨時検査（原動機に係るパラメータチェック）が必要である。なお、大気汚染防止検査対象設備に係る海洋汚染等防止証書が交付されていない場合は、当該証書を新たに交付する必要がある。